

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 事業計画変更の認可を受けていなかった。
 - ・認可を受けずに、自動車車庫の収容能力を変更していた。
(道路運送法第15条第1項)
2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 - ・運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 - ・初任運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
 - ・初任運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)